# グループホーム つむぐ

指定認知症対応型共同生活介護 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 運営規程

## (事業の目的)

#### 第1条

社会福祉法人ふれあい共生会(以下「法人」という。)が設置するグループホーム つむぐ(以下「事業所」という。)において実施する指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために

必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定認知症対応型共同生活介護(指定介護 予防認知症対応型共同生活介護)の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態(介護予 防にあっては要支援状態)の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切 な指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)の提供を確 保することを目的とする。

#### (基本方針)

## 第2条

事業所は法人の基本理念に基づき、次の設立趣旨の実現を目指し、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、支援を行うものとする。

- ・何らかの理由により地域社会で生活することが困難となった人達を温かく迎える。
- ・「花も嵐も乗り越えてきた」人達の個性を尊重し、利用者が自らの人生、生き方を 自主的につくり出す共同生活の場とする。
- ・何よりも「人間としての尊厳」を大切にする。
- ・自信と誇りを持って地域や社会の活動に参加し、家庭生活に復帰できることを目指す。
- 2 指定認知用対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限り 共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、食 事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有 する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助するものである。指定介 護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、認知症である利用者が可能な限 り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、入浴、排せつ、 食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身

機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供 に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう利用者の心身状況を踏まえて、妥当適切にサービスを提供する。
- 5 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居在宅介護支援事業者、地域包括 支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、保険医療 サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)の提供の 終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援 事業者への情報提供を行う。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
  - (1) 名称 グループホーム つむぐ
  - (2) 所在地 大阪市東住吉区矢田3丁目16番8号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所における従業者の職種、職員数及び職務の内容は次のとおりとする。
  - (1) 管理者 1名(常勤職員1名 介護職員兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとと もに、法令等において規定されている指定認知症対応型生活介護(指定介護予防認知症 対応型共同生活介護)の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指 揮命令を行う。

- (2) 計画作成担当者 2名(常勤職員2名 介護職員兼務) 計画担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。
- (3) 介護従業者 12名(常勤職員 6名 非常勤職員 6名) 介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

(指定認知症対応型共同生活介護 【指定介護予防型認知症対応型共同生活介護】 の利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、18名とする。

内訳 1ユニット 9名 2ユニット 9名 (指定認知症対応型共同生活介護【指定介護予防認知症対応型共同生活介護】の内容) 第6条

事業所で行う指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

(介護計画の作成)

#### 第7条

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域における活動への参加の機会の確保等、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)計画を作成する。

- 2計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- 3 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)計画を利用者に交付するものとする。
- 4 認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)計画の作成後において も、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生 活介護)計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者と連絡を継続的に行うこ とにより、認知症対応型共同生活介護(介護予防認知症対応型共同生活介護)計画の実施把 握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(利用料等)

#### 第8条

指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の 算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)によるものとする。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用額は、介護報酬告示上の額 とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割 合に応じた額の支配を受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型介護予防サービスに要する費

用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第128号)によるものとする。

- 3家賃については、月額53.000円を徴収する。
- 4 食事の提供に要する費用については、次の額を徴収する。

日額 朝食 320 円 昼食 530 円 夕食 530 円 おやつ 200 円 行事等に伴い上記の金額を超える食事を提供する場合は、事前に説明を実施した上で追加徴収することがある。

- 5厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったこと に伴い必要となる費用を実費(消費税込)で徴収する。
- 6 管理費(光熱水費込み)については、月額48,000円を徴収する。
- 7 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが 適当と認められるものの実費について徴収する。
- 8 月の途中における入退居について日割り計算とする。
- 9 前8項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 10 指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)の提供に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 11 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由があり費用を変更する場合には、利用者に対して変更を行う日の2ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。
- 12 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防 認知症対応型共同生活介護)に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症 対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)の内容、費用の額その他 必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して 交付する。

## (入退居に当たっての留意事項)

#### 第9条

指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)の対象者は要介護者(要支援者)であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- (1) 認知症の症状に伴う著しい精神症状を伴う者
- (2) 認知症の症状に伴う著しい行動異常がある者
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の

状態であることの確認を行う。

- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要な サービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な施設、医療機関を紹介する等の 適切な措置を速やかに講じる。
- 4 利用者の退居に際しては、利用者及びその家族の希望、退居後の生活環境や介護の 連続性に配慮し適切な援助、指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等や保険医療、 福祉サービス提供者と密接な連携を務める。

#### (衛生管理等)

#### 第10条

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水に ついて、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように以下の措置を講ずる。
  - (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する 委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の 助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

## (緊急時等における対応方法)

## 第11条

従業者は、指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同 生活介護)の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた ときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じる とともに、管理者に報告をする。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の 必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、 当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる ものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするもの

とする。

4 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型 共同生活介護)の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに 行うものとする。

## (非常災害対策)

#### 第 12 条

事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

## (協力医療機関等)

#### 第13条

事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、 あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

- 2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- 3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人 福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

#### (苦情処理)

## 第14条

事業所は、指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同 生活介護)に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の 提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が 行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は 助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連会合の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

## (個人情報の保護)

#### 第15条

事業者は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」 及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの ためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供 以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は 家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

#### (身体拘束)

## 第16条

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急 やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。 やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

## (虐待防止に関する事項)

#### 第17条

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものと する。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者 を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やか に、これを市町村に通報するものとする。

## (地域との連携など)

#### 第18条

事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携 及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)

の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する 圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症 対応型共同生活介護)について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項 において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2か月に1回以上、運営推進会 議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議 による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該 記録を公表するものとする。

#### (業務継続計画の策定等)

#### 第 19 条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を 行う。

## (職場におけるハラスメントの防止)

第20条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

## (その他運営に関する留意事項)

第 21 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、 また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年12回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護(指定介護予防認知症対応型共同生活介護)に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

5 この規定に定める事項のほか、運営に関する事項は社会福祉法人ふれあい共生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附則

- この規定は、令和2年3月1日から施行するものとする。
- この規定は 令和6年11月1日から施行するものとする。